

## 心神喪失者等医療観察法の概算要求関係

( 1 ) 平成 1 7 年度心神喪失者等医療観察法関連概算要求の概要

1 6 予算額	1 7 概算要求
1 4 3 百万円	4 , 0 1 1 百万円

- |  |  |  |
|--|--|--|
| <p>1 . 指定医療機関の運営 ( 新規 )</p> <p>( ア ) 指定入院医療機関<br/>         入院決定を受けた者に対し、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を実施するとともに、指定入院医療機関の運営に必要な経費を確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院医療費</li> <li>・開設に係る運営費の支援</li> </ul> <p>( イ ) 指定通院医療機関<br/>         通院決定を受けた者に対し、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通院医療費</li> </ul> | <p>0 百万円</p> <p>91 百万円</p> <p>52 百万円</p> | <p>3,691 百万円</p> <p>1,512 百万円</p> <p>2,110 百万円</p> <p>69 百万円</p> <p>144 百万円</p> <p>176 百万円</p> |
|--|--|--|

## ( 2 ) 医療費等の仕組み ( 平成 1 7 年度概算要求ベース )

### 指定入院医療機関

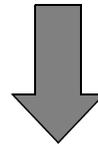
#### 1 経常的な診療収入

入院決定に係る精神障害の特性から見て密接不可分なもの ( 別紙 1 ) については、公費負担対象とし、それ以外は医療保険等の給付対象となる。( 別紙 2 )

包括払い ( 1 日平均単価 )

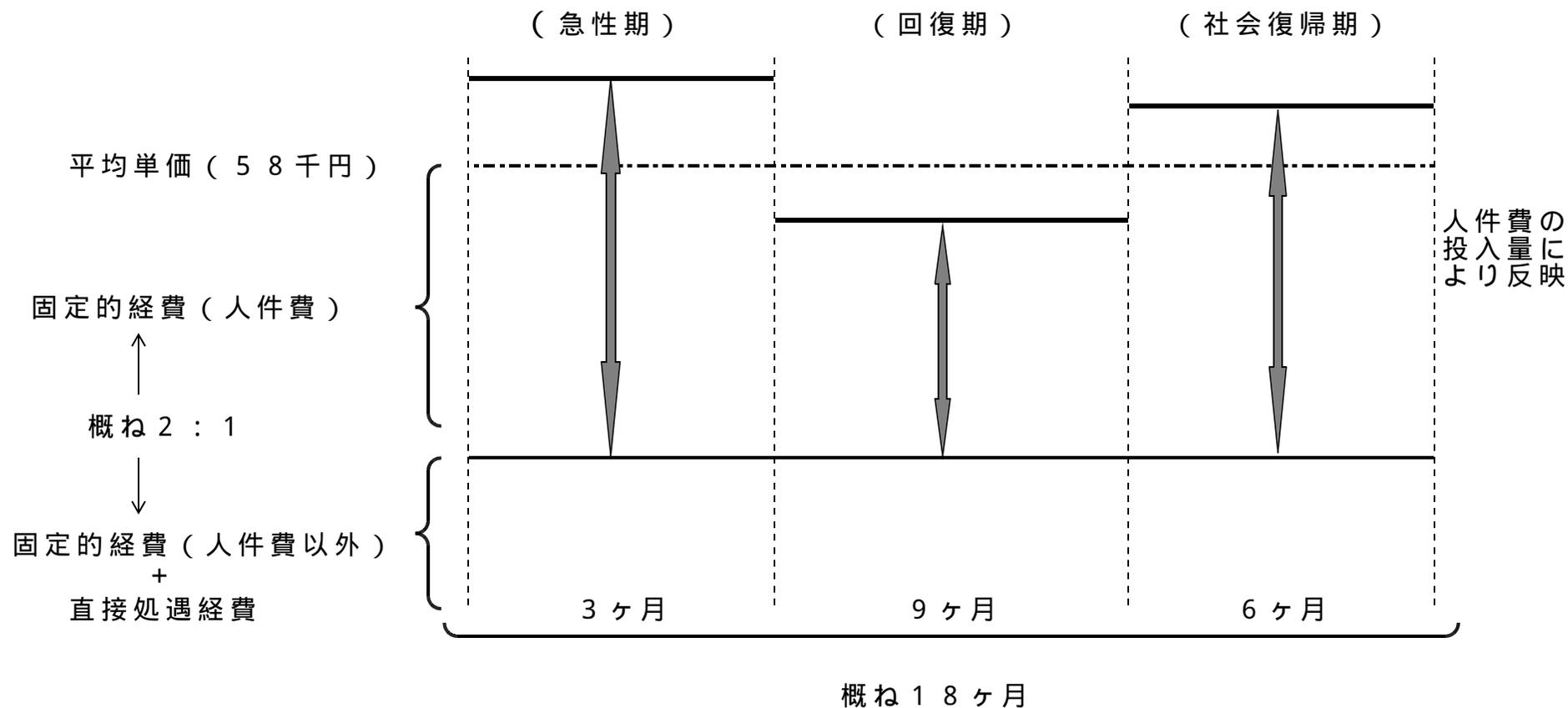
$$1 \text{ 日単価} = \frac{A \text{ 円 ( = 固定費的経費 )}}{C \text{ ( = 病床数 } \times \text{ 利用率 ) } \times 365 \text{ 日}} + B \text{ 円 ( = 直接処遇経費 )}$$

( 具体的な額等は、急性期、回復期、社会復帰期の 3 期に分けて投入されるコスト等に応じて設定し、運営努力 ( 退院促進等 ) が経済的に評価されるようにする。 )



$$\text{約 } 58 \text{ 千円} = \frac{\text{約 } 486 \text{ 百万円 ( 別紙 3 )}}{27 \text{ 床} \times 365 \text{ 日}} + \text{約 } 9 \text{ 千円 ( 別紙 3 )}$$

## 各期別の診療収入イメージ図



### 出来高払い

- ・精神科電気痙攣療法
- ・精神科退院前訪問指導料
- ・合併症等により、処置・手術・画像診断にかかる費用のうち1,000点以上のものもの。

# 新法による入院医療の給付対象の範囲

## 精神疾患(主病)に係る療養(医療保険の診療報酬に定める主要サービス)

### 入院料等

- ・ 入院基本料
- ・ 入院時食事療養費等
- ・ その他

### 精神科専門療法

- ・ 入院精神療法(個別・集団)
- ・ 精神科作業療法
- ・ 入院時生活技能訓練療法
- ・ その他

### 検査・処置等

- ・ 投薬料
- ・ 指導管理料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 注射料
- ・ 処置料等
- ・ 精神科電気痙攣療法
- ・ その他

## 精神疾患(主病)に係る合併症・行動障害等に係る療養

### 合併症・副作用(因果関係が明らかなもの)

- ・ 便通異常(便秘)
- ・ 続発性パーキンソン症候群
- ・ 不整脈
- ・ イレウス
- ・ 脱水症
- ・ 電解質異常
- ・ ビタミン異常
- ・ 悪性症候群
- ・ 神経因性膀胱
- ・ 甲状腺機能障害
- ・ その他、因果関係が明らかなもの

### 行動の障害(因果関係が明らかなもの)

- ・ 胃炎(薬剤性胃炎)
- ・ 胃・十二指腸潰瘍(薬剤性胃・十二指腸潰瘍)
- ・ 肝機能障害(薬剤性肝炎・肝機能障害)
- ・ 貧血(薬剤性貧血及びその他の血球減少症)
- ・ 皮疹(薬疹)
- ・ 打撲・骨折等の外傷
- ・ 破傷風
- ・ 創傷部感染
- ・ その他、因果関係が明らかなもの

処遇開始

### 入院時検査として想定されるもの

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 1. 血液検査          | 感染症検査               |
| 血液形態・機能検査        | A. B型肝炎抗原(HBs抗原)    |
| A. 末梢血液一般検査      | B. HCV抗体価精密測定       |
| B. 末梢血液像         | C. HIV抗体            |
| C. ヘモグロビンA1      | D. 梅毒脂質抗原使用検査(定性)   |
| 血清生化学検査          | E. TPHA試験(定性)       |
| A. 肝機能           | 検体検査判断料             |
| B. 腎機能           | 2. 尿検査              |
| C. 電解質           | 尿中一般物質定性半定量検査       |
| D. 栄養状態(脂質・蛋白質等) | 3. 心電図(12誘導・判断料を含む) |
| E. 貧血(Fe)        | 4. 画像診断             |
| F. 糖             | 胸部単純X線写真            |
| G. 甲状腺機能         | 基本X線診断料             |
| 免疫学的検査           |                     |
| A. 血液型           |                     |
- 20項目程度
- 3~5項目

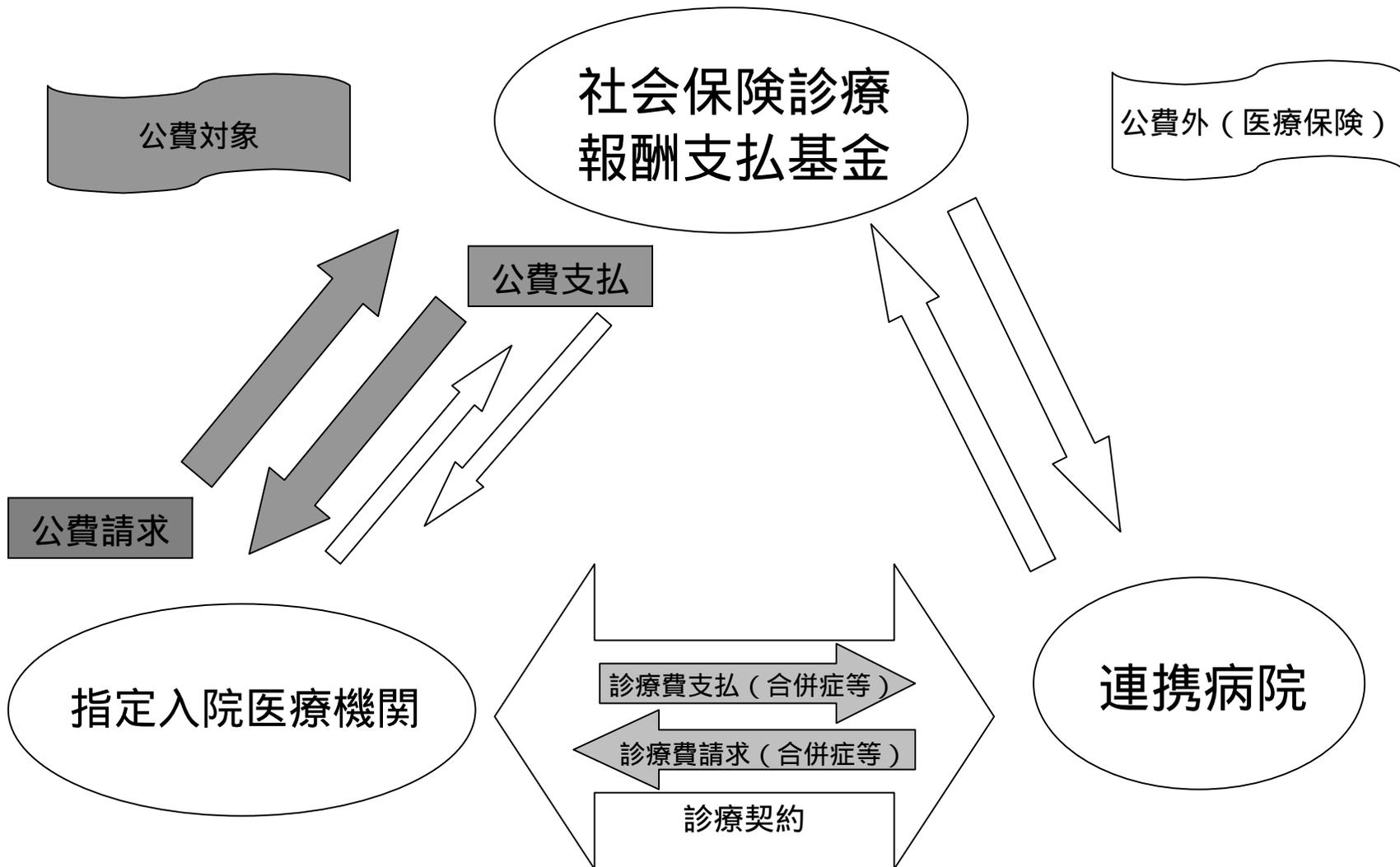
### 副作用等の管理に必要な検査として定期的実施が想定されるもの

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1. 血液検査          | 2. 尿検査             |
| 血液形態・機能検査        | 尿中一般物質定性半定量検査      |
| A. 末梢血液一般検査      | 3. 心電図(6誘導・判断料を含む) |
| 血清生化学検査          | 4. 画像診断            |
| A. 肝機能           | 胸部単純X線写真           |
| B. 腎機能           | 基本X線診断料            |
| C. 電解質           |                    |
| D. 栄養状態(脂質・蛋白質等) |                    |
| E. 貧血(Fe)        |                    |
| F. 糖             |                    |
| G. 甲状腺機能         |                    |
| 炎症反応             |                    |
| 検体検査判断料          |                    |
- 8~9項目程度
- 3~5項目

処遇終了

上記以外は、医療保険等で給付

# 合併症等の診療費用の流れ



公費外の診療報酬のうち、国民健康保険加入者分は、国民健康保険団体連合会へ請求することとなる。

固定費の経費 (精神疾患の療養に係る報酬)		約 486 百万円 / 年額
人件費	417	人件費の内容 ・医師4人 ・看護師44人 ・臨床心理技術者3人 ・精神保健福祉士2人 ・作業療法士2人 ・事務職2人 (うち1人は非常勤)
建物減価償却費	18	
設備減価償却費	6	
その他	45	
職員厚生経費 ・職員健康診断経費	1	
一般事務経費	11	
・印刷製本		
・庁用消耗品費		
・通信運搬費		
・コピー機等リース費		
・診療報酬請求事務委託費		
・関係機関連絡調整費		
・記録管理(電子カルテ等)に係る リース料等		
施設管理経費等	31	
・廃棄物処理費		
・清掃費		
・各種保守点検費		
・汚水処理維持管理		
・防災関係費		
・エレベーター等保守点検費		
・医療ガス設備保守点検費		
・診察衣等洗濯費		
・夜間警備費		
・光熱水料		
・燃料費		
・被服費		
・寝具借料及び損料		
・各所修繕費		
患者用用品等	2	
・作業療法消耗品費		
・心理療法消耗品費		
・その他		

直接処遇経費		約 9 千円 / 患者1人1日
1	食事・投薬・処置等に係る報酬 定期検査等に係る報酬 合併症、副作用等に係る報酬 (1) 投薬(医薬品費含む) (2) 注射(医薬品費含む) (3) 処置・手術 (4) 検査 (5) 画像診断 (6) 食事	4
		実績
2	患者搬送経費(合併症等の治療のため他院への転通院に係る経費)、 社会復帰期等における院外活動経費(外出、外泊旅費等)	5

は検討中

## 2 運営費

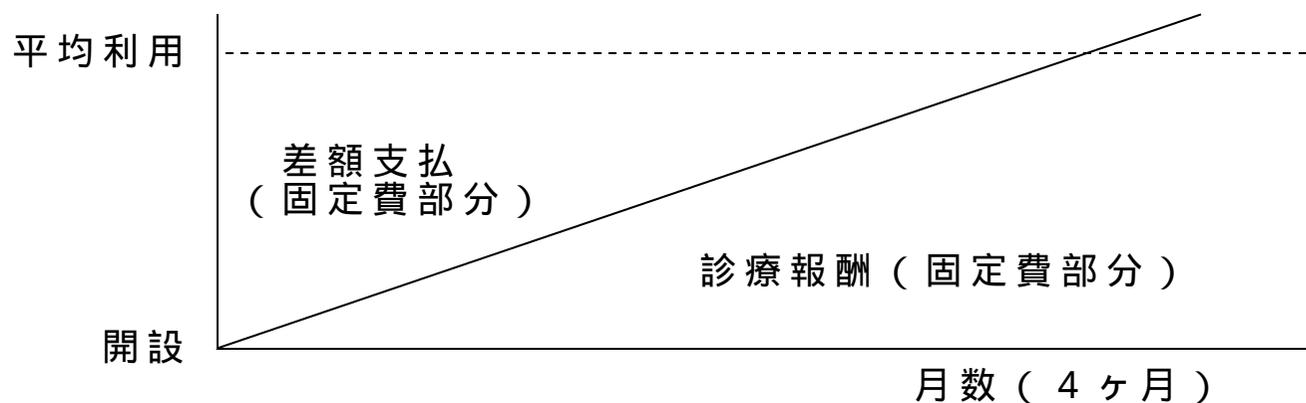
### 開設に必要な経費

開設時における効果的な病棟運営を行うための、開設前研修（実務を含め）等経費

- a 開設前の全職員研修（1ヶ月） 1施設当たり約3千万円
- b 開設前のリーダー研修（3ヶ月） 1施設当たり約5千万円  
リーダー（全職員数の5割）は、計4ヶ月の研修を受ける。
- c その他必要な経費
  - ・セキュリティ機器関係
  - ・電子カルテ整備費
  - ・地域連携活動費
  - ・指定入院医療機関の変更に係る転院に必要な経費等

### 収入補填

開設時には所定の人員配置をしなければならないが、一方、対象者は裁判所の決定により段階的にしか入院しないため、開設当初の収支ギャップ（人員確保と入院動向のギャップ）の解消に必要な経費 1施設当たり約7千9百万円



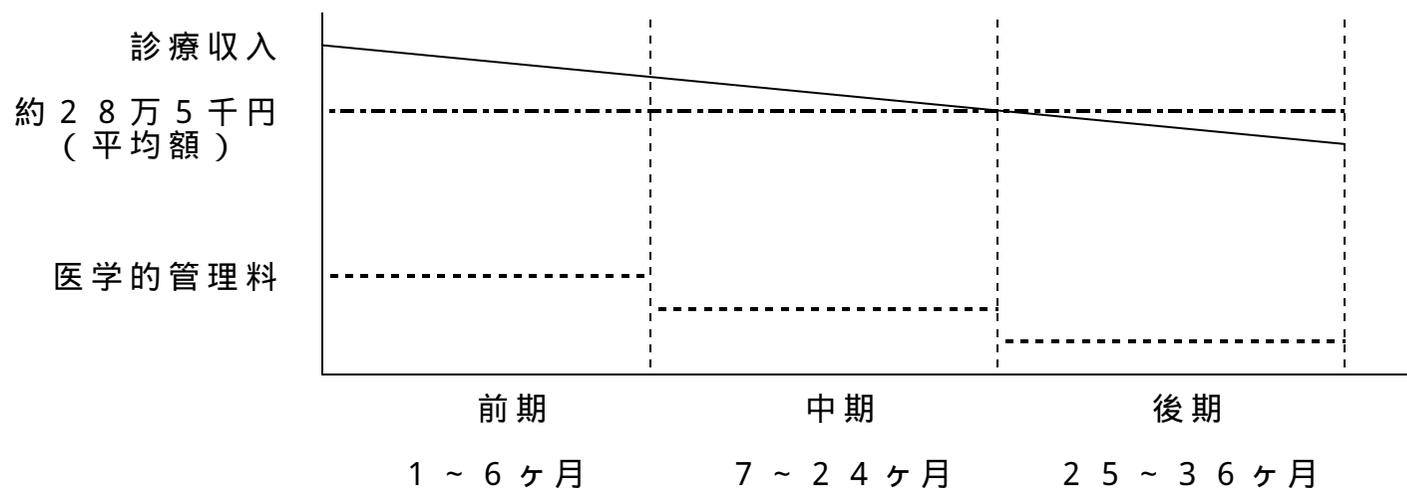
## 指定通院医療機関

### 1 経常的な診療収入

通院決定に係る精神障害の特性から見て密接不可分なもの（別紙４）については公費負担対象とし、それ以外は医療保険等の給付対象となる。

基本的には、法律第８３条第１項に基づき健康保険の例によるものとするが、社会復帰調整官、他の保健・福祉関係者との連携を行いつつ、総合的な治療計画を策定して、継続的な在宅の医学的管理が必要なことに着目して、一定の管理料を検討中（要求中）。

通院医療費 1 月単価（平均額） 約 2 8 万 5 千円



# 新法による通院医療の給付対象の範囲

<h2>入院処遇からの移行</h2> <p>入院から通院へ移行する者は、通院時の検査は行わず、入院医療機関からの情報提供で対応</p>	<b>精神疾患(主病)に係る療養(医療保険の診療報酬に定める主要サービス) 当該通院医療機関に限る</b>	
	初・再診料、外来診療料等 ・在宅時医学管理料	<b>精神科専門療法(通院)</b> ・通院精神療法(個別・集団) ・精神科作業療法 ・標準型精神分析療法 ・心身医学療法 ・精神科訪問看護・指導料 ・その他
<h2>直接通院処遇</h2> <p>直接通院処遇となる者は、初回のみ入院時の検査と同等の検査を実施</p>	<b>精神疾患(主病)に係る合併症・行動傷害等に係る療養 当該通院医療機関に限る</b>	
	<b>合併症・副作用(因果関係が明らかなもの)</b> ・便通異常(便秘) ・続発性パーキンソン症候群 ・不整脈 ・イレウス ・脱水症 ・電解質異常	<b>行動の障害(因果関係が明らかなもの)</b> ・胃炎(薬剤性胃炎) ・胃・十二指腸潰瘍(薬剤性胃・十二指腸潰瘍) ・肝機能障害(薬剤性肝炎・肝機能障害) ・貧血(薬剤性貧血及びその他の血球減少症) ・打撲・骨折等の外傷 ・創傷部感染 ・ビタミン異常 ・悪性症候群 ・神経因性膀胱 ・甲状腺機能障害 ・その他、因果関係が明らかなもの

処遇開始

**副作用等の管理に必要な検査として定期的実施が想定されるもの**

1. 血液検査 血液形態・機能検査 A. 末梢血液一般検査 血清生化学検査 A. 肝機能 B. 腎機能 C. 電解質 D. 栄養状態(脂質・蛋白質等) E. 貧血(Fe) F. 糖 G. 甲状腺機能 炎症反応 検体検査判断料	} 8~9項目程度          } 3~5項目	2. 尿検査 尿中一般物質定性半定量検査 3. 心電図(6誘導・判断料を含む) 4. 画像診断 胸部単純X線写真 基本X線診断料
--	--	---

処遇終了

上記以外は、医療保険等で給付

